

美里町監査委員告示第5号

地方自治法第199条第7項に基づく財政援助団体等の監査を実施した結果について、同条第9項の規定により公表する。

令和2年11月26日

美里町監査委員 相馬光喜

美里町監査委員 櫻井功紀

1 監査の基準

本監査は美里町監査基準に基づいて実施した。

2 監査の種類

財政援助団体等監査（平成30年度会計、令和元年度会計）

3 監査の対象

① 補助金

公衆衛生組合支援事業（美里町公衆衛生組合連合会）

シルバー人材センター支援事業（美里町シルバー人材センター）

② 指定管理料

農村環境改善センター施設管理（美里町シルバー人材センター）

下二郷コミュニティセンター施設管理（美里町シルバー人材センター）

4 監査の着眼点（評価項目）

補助金の交付又は指定管理料の支払を受けている団体の当該補助金又は指定管理料に係る出納その他の事務の執行が補助金の交付又は指定管理料の支払の目的に沿って行われているか。

5 監査の実施内容

令和2年11月11日、本庁舎及び農村環境改善センターにおいて、補助金の交付又は指定管理料の支払に係る関係書類の提出を求め、財政援助団体職員及び所管課職員から説明を聞取る等の方法により実施した。

6 監査等の結果

1から5まで記載した事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった財政援助団体等の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って行われているものと認められる。